



- 8月 ●
 - 17日 議会運営委員会
 - 20日 総務委員会
 - 25日 議会運営委員会・全員協議会
 - 26日 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合定例会
- 9月 ●
 - 1日～18日 平成27年第3回定例会
 - 7日 文教厚生委員会、産業建設委員会
 - 8日 平成27年第3回定例会議案審査特別委員会
 - 17日 平成27年第3回定例会議案審査特別委員会
 - 24日 産業建設委員会
 - 28日 一般会計決算審査特別委員会
 - 29日 特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会
 - 30日 一般会計決算審査特別委員会

- 10月 ●
 - 1日 一般会計決算審査特別委員会
 - 5日 湖北環境衛生組合定例会
 - 6日～7日 茨城県南市議会議長会行政視察研修
 - 7日 石岡斎場一部事務組合臨時会
 - 7日～8日 石岡地方斎場組合視察研修
 - 8日～9日 新治地方広域事務組合視察研修
 - 20日 産業建設委員会
 - 22日 第2回霞台厚生施設組合定例会
 - 23日 議会だより編集特別委員会
 - 26日 新治地方広域事務組合定例会
 - 27日 茨城県市議会議長会定例会
 - 29日～30日 市議会議員全体研修
- 11月 ●
 - 2日 議会だより編集特別委員会

議会を傍聴して市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第4回定例会は、12月1日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



継続審査とは?

議会は、会期制が採用されており、会期中に限り有効に議会としての活動を行うことができることとされており、さらには会期ごとに独立した議会、存在であると考えられています。したがって、本来、その議会に付議された案件は、その会期中に限り審議が可能となります。しかし、審議する案件の中には、その内容などにより、当該会期中に結論を得るに至らず、しかも、会期延長をしてまで結論を出す緊急性がない場合があります。このような場合に例外的に継続して審査をすることが認められています。

具体的な手続きとしては、案件の付託を受けた委員会が継続審査を決定し、本会議において閉会中の審査を行う特定事件として議決することにより可能となります。特に期限を付さないときは、次の定例会までが審査期限となります。



編集後記

九月の豪雨により、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

「備えあれば憂いなし」災害時によく耳にしますが、語源は、『書経』の「これ事を事とすれば、乃ち其れ備え有り。備え有れば患え無し」で、紀元前からの儒教中国の教えと聞きます。

国の備え、地域の備え、家庭の備え、忘れてはならないまちづくり、人づくり、政治の根幹です。

議会だより編集委員 来栖 丈治

ご意見をお寄せ下さい